

一般財団法人柏市みどりの基金緑の保全助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人柏市みどりの基金助成金交付要綱第5条第4項の規定により、様々な公益的機能を有する森林や緑地（以下「作業地」という。）及び樹木を守り育て、柏市の緑を将来にわたって保全していくために、一般財団法人柏市みどりの基金緑の保全助成金（以下「助成金」という。）の交付及び額の基準、その他必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる要件)

第2条 作業地及び樹木は、その区分ごとに次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 森林 森林法の規定による森林施業協定の対象森林
- (2) 緑地 都市緑地法の規定による特別緑地保全地区及び柏市緑を守り育てる条例の規定による保護地区
- (3) 樹木 柏市緑を守り育てる条例の規定による保護樹木

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けられる者は、その区分ごとに前条で規定する作業地及び樹木の所有者またはその所有者で組織する団体（以下「助成団体」という。）とする。ただし、過去2年間にこの助成の対象となっていないこと及び他の類似の助成等を併用していないものとする。

2 助成団体は、作業地または保護樹木の所有者2名以上で組織され、名称や活動の目的、内容等が定められているものとする。

(助成対象作業及び助成金)

第4条 助成金は、その区分に応じて別表1に定める作業に要する費用の一部とする。

2 助成金の額は、対象作業地の面積または樹木の本数にその区分に応じた別表2の単価を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲で決定するものとする。ただし、助成金額における千円未満の端数は、切り捨てて交付するものとする。

(助成金手続き)

第5条 助成金の手続きは、別紙様式により行うものとし、交付申

請は着工前に行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、助成金交付審査会の承認のあった日（平成25年6月26日）から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 1

区分	作業内容
森林	・ 森林が有する公益的な機能を増進させるための適正な維持管理及び保全作業
緑地	・ 森林が有する公益的な機能を増進させるための適正な維持管理及び保全作業 ・ 周辺住民からの苦情対応作業
保護樹木	・ 保護樹木の維持管理作業 ・ 周辺住民からの苦情対応作業

注) 1 伐採及び枝打ちした樹木等は、適正に処理する。

- 2 作業の状況写真は、当該地毎に3箇所以上で作業前・中・後を撮影し、撮影位置図とともに提出する。ただし、面積が3,000平方メートルを超える作業地は、1,000平方メートル毎に撮影箇所を設定する。

(例：3,000平方メートル以下3箇所，3,001平方メートル～4,000平方メートルが4箇所，4,001平方メートル～5,000平方メートルが5箇所)

- 3 樹木の作業状況写真は、1箇所以上で作業前・中・後を撮影し添付する。

別表 2

区分	助成金単価	柏市緑の基本計画で規定する 保全配慮地区追加助成金単価
森林	1平方メートル につき 8円	1平方メートル につき2円
緑 地	特別緑地 保全地区 1平方メートル につき 15円	
	保護地区 1平方メートル につき 10円	
保護樹木	1本につき 10,000円	1本につき 5,000円

注) 1 表中のすべての金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。